



JWCS 記者会見

「種の保存法」違反のトラ身体各部・製品の市場流通調査 結果報告

2000年の「種の保存法」改正でトラの身体部分・製品の譲渡、販売目的の陳列は禁止となりました。しかし、JWCSが行っている継続調査では、トラという表示を外しての店頭販売、普段は店頭に置かず顧客が来ると奥から持ち出して販売するなど、未だに販売が確認されています。野生生物保全論研究会（JWCS）は2001年に行った調査でトラ製品の販売が確認された首都圏及び関西の漢方薬店等を継続調査し、その実態を隠しカメラで撮ったビデオをお見せしながら報告します。

虎骨入りの漢方薬は店頭からは消えつつありますが、インターネット上での虎骨入り漢方薬販売は2001年時より増加しています。また、トラのペニスやペニスを焼酎に漬けた酒の流通は2001年時より増加しています。これらのことは、トラ製品への根強い需要があり、業者も消費者も法規制を厳しく受け止めていないことを示しています。

来る10月2日からタイ・バンコクにてワシントン条約第13回締約国会議が開催されます。トラを含むアジアの大型ネコ科動物の保護と取引も議題の1つにあげられ、日本政府の対応も話し合われることになっています。

日時： 2004年 9月 17 日(金) 14時より

場所： 環境省記者クラブ (千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館 25F)

題名： 「種の保存法」違反のトラ身体各部・製品の市場流通調査 結果報告

話者： 坂元雅行 (JWCS 事務局長・弁護士)

戸川久美 (JWCS 事務局次長/トラ保護基金代表)